

教育委員会事務局組織の事務移管について

教育委員会では、事務局の所管事務を市長部局に一部移管する方向で検討を進めています。

スポーツ関連では、下記のとおり生涯学習スポーツ課の事務の中でスポーツ振興担当関連、またスポーツ施設管理室では、事務全般が移管の対象となります。

○生涯学習スポーツ課

スポーツ振興担当

- ・社会体育に関する総合的な施策の企画及び立案に関すること
- ・社会体育の普及及び振興に関すること
- ・スポーツ推進委員に関すること
- ・学校体育施設の開放の調整に関すること
- ・生涯スポーツの振興に関すること
- ・スポーツ関係団体の育成指導に関すること

○スポーツ施設管理室

施設管理担当

- ・社会体育施設の管理及び運営に関すること
- ・学校体育施設の開放の受付に関すること

総合体育館

- ・体育及びスポーツの普及並びに振興を図るための各種行事の実施
- ・施設及びその設備器具の提供
- ・前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

市民グラウンド

- ・市民の体力向上及び健康増進のための体育並びにレクリエーション活動
- ・前号に掲げるもののほか、教育委員会が施設の管理上支障がないと認めたもの

中主B&G海洋センター

- ・センターの利用の承認に関する業務
- ・センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務

※なかよし交流館

発達障害をはじめとする障害を有する者の心安らぐ場所を提供するため設置と規程されているため、スポーツに関することを行う教育施設に該当せず、障がい者福祉での所管を検討。